

第3章 地域包括ケアシステムの 深化・推進に向けて

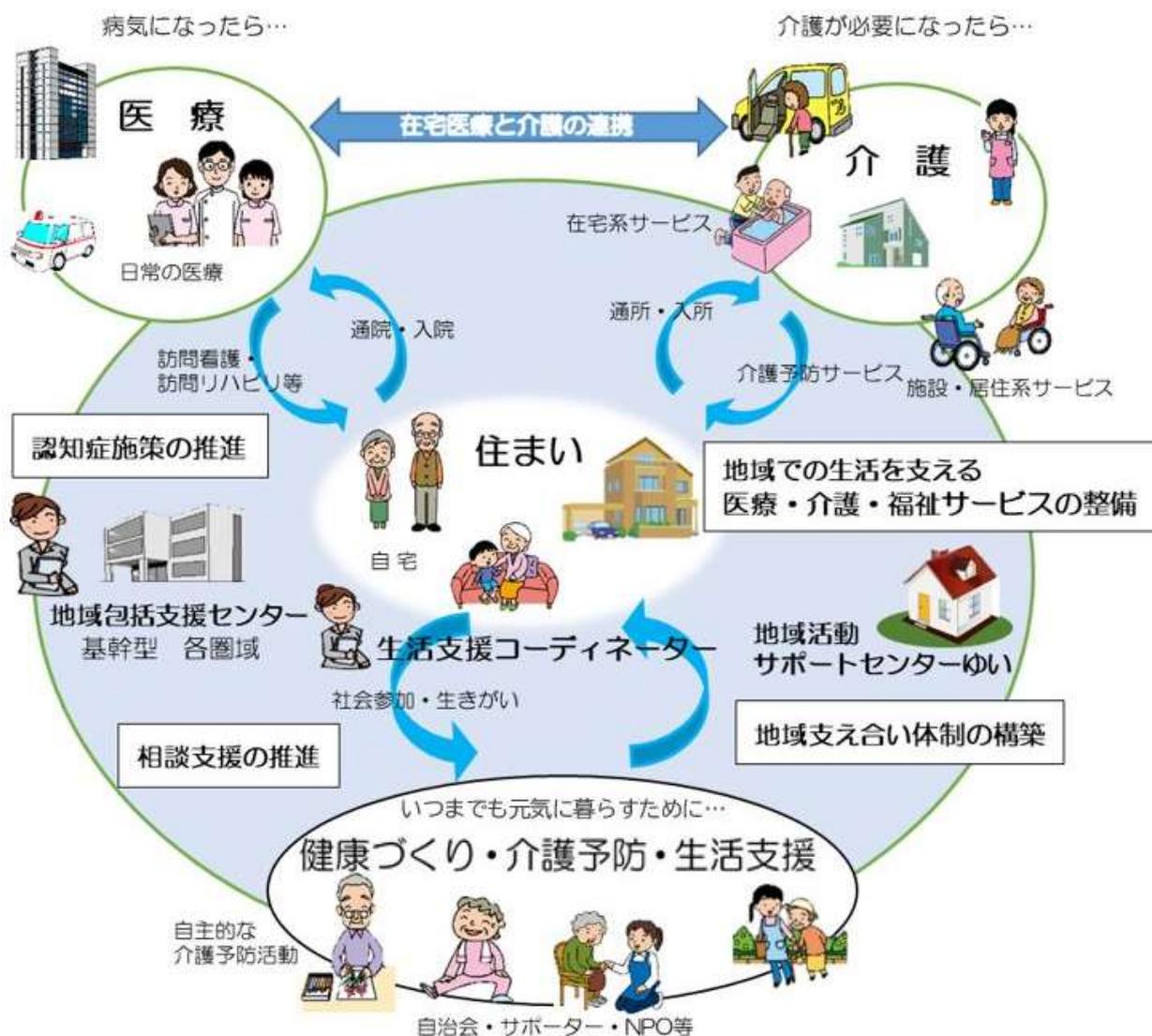
1. 古賀市版地域包括ケアシステムの基本的な考え方
2. 計画の体系について
3. 基本目標
4. 基本施策

1. 古賀市版地域包括ケアシステムの基本的な考え方

「地域包括ケアシステム」とは、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」が一体的に提供されることで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会をめざす考え方です。

古賀市では、高齢者実態調査等で見えてきた課題の解決に向けて各施策を実施することで、古賀市版地域包括ケアシステムの深化・推進をめざしていきます。

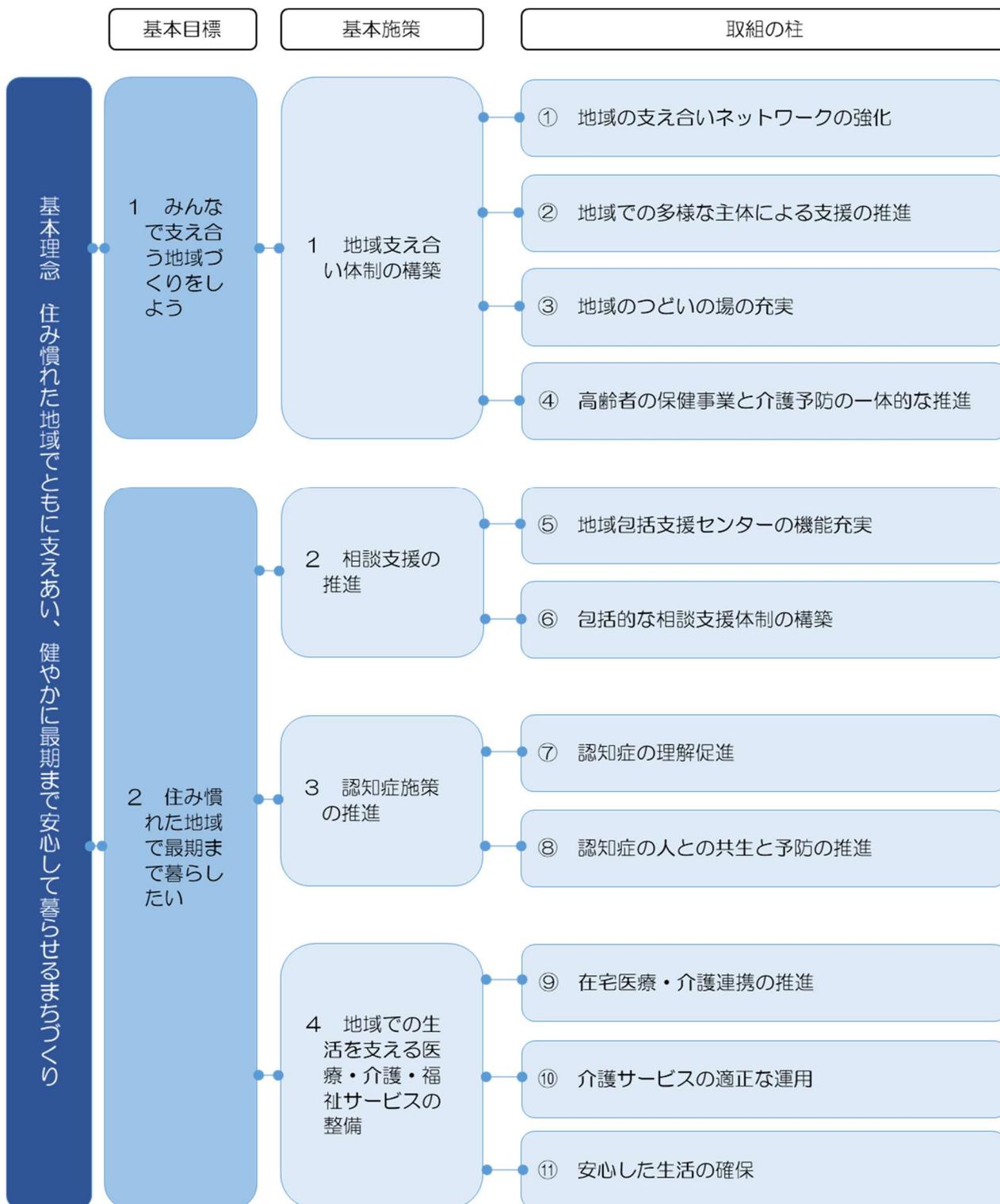
(図表 1-1) 古賀市版地域包括ケアシステムの姿



2. 計画の体系について

古賀市版地域包括ケアシステムの構築の更なる推進をめざすため、本計画では、基本理念を「住み慣れた地域でともに支え合い、最期まで安心して暮らせるまちづくり」としました。その実現に向けて、2つの基本目標と4つの基本施策を設定し、その下に11の取組の柱を設定しました。また、本計画では取組の柱の中に、重点的に実施すべき取組を設定しました。

(図表 2-1) 計画の体系図



取組の柱の下に設定した取組内容は、以下の通りです。

取組の柱	取組内容	掲載ページ
① 地域の支え合いネットワークの強化	(ア) 人材育成と地域づくり 重点	P94
② 地域での多様な主体による支援の推進	(イ) 社会参加と生きがいづくり	P95
③ 地域のつどいの場の充実	(ウ) 自主的な介護予防活動の推進 重点	P96
④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進	(エ) 健康寿命を延ばす取組 重点	P97
	(オ) 自宅で行う介護予防の取組 重点	P98
⑤ 地域包括支援センターの機能充実	(カ) 地域包括支援センターの運営 重点	P100
⑥ 包括的な相談支援体制の構築	(キ) 重層的な相談支援	P103
⑦ 認知症の理解促進	(ク) 市民が支える認知症施策の普及啓発 重点	P105
⑧ 認知症の人との共生と予防の推進	(ケ) 認知症の早期発見・早期対応	P105
	(コ) 認知症の人と共に生きる支援 重点	P106
⑨ 在宅医療・介護連携の推進	(サ) 在宅医療・介護連携の普及啓発 重点	P108
	(シ) 多職種連携の促進	P108
⑩ 介護サービスの適正な運用	(ス) 介護予防・生活支援サービスの推進	P109
	(セ) 介護給付費適正化の取組	P109
	(ソ) 介護人材の確保 重点	P110
⑪ 安心した生活の確保	(タ) 安心した生活につながる取組	P111
	(チ) 家族介護者の支援 重点	P113
	(ツ) 福祉サービスの支援	P113

3. 基本目標

1 みんなで支え合う地域づくりをしよう

地域で生きがいを持ちながら最期まで安心して暮らし続けていくためには、地域住民や地域で活動する団体が地域づくりに参加し、「自分たちの地域は、自分たちの手でつくる」という意識をもち、互いに協力・連携し、地域の課題解決や助け合い活動を生み出すことが大切です。

令和 22(2040)年に向けて、高齢者が健康づくり活動や介護予防活動に参加するだけでなく、地域の担い手となり活躍し続けることで、みんなで支え合う地域づくりをめざします。

【基本目標の達成に向けた第9期計画での目標値】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域の支え合いがあると感じる又はとても感じると回答した人の割合を 43.7%から 51.6%以上にする。(参考：平成 31(2019)年度調査では 51.6%)
- つどいの場等の地域介護予防活動の参加者数を 13,000 人から 17,000 人以上にする。

2 住み慣れた地域で最期まで暮らしたい

高齢者が住み慣れた地域で最期まで尊厳のある暮らしを続けていくためには、個々のニーズや状態に応じて、医療・介護のサービスや多様な主体による福祉サービス等が一体的に提供されることが必要です。

高齢者の身近な相談支援窓口である地域包括支援センターの機能充実や、認知症施策を更に推進することで、高齢者とその家族等が安心して生活ができる地域づくりをめざします。

【基本目標の達成に向けた第9期計画での目標値】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、家族や友人・知人以外に相談場所がない人の割合を 33.3%から 29.5%以下にする。(参考：平成 31(2019)年度調査では 29.5%)
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、ほとんど外出していない人の割合を前期高齢者で 3.0%から 2.4%以下にし、後期高齢者では 11.5%から 9.8%以下にする。(参考：平成 31(2019)年度調査では前期高齢者で 2.4%、後期高齢者で 9.8%)
- 在宅介護実態調査において、介護を主な理由にして過去 1 年の間に仕事を辞めた主な介護者の割合を 9.4%から 7.3%以下にする。(参考：平成 31(2019)年度調査では 7.3%)

4. 基本施策

基本施策1 地域支え合い体制の構築

① 課題

【高齢者実態調査から見た課題】

- ・地域のつながりや支え合いの仕組みの構築
- ・地域の担い手の育成
- ・地域の身近なつどいの場等への社会参加の促進
- ・フレイル予防
- ・高齢者の外出促進
- ・口腔ケア・口腔機能向上の推進

【第8期計画から見た課題】

- ・地域のつどいの場の活動内容の充実、地域間格差の減少
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進、健康寿命の延伸
- ・地域貢献や支え合い意識の醸成、地域活動の担い手の確保

【地域ケア会議等から見た課題】

- ・社会参加による生きがい、QOLの維持・向上
- ・重症化予防のための疾患管理
- ・体力低下を防止するための運動機能の維持・向上
- ・地域力の向上をめざした支援体制の構築
- ・支援が必要な高齢者の早期発見と、専門職につなぐネットワークの構築

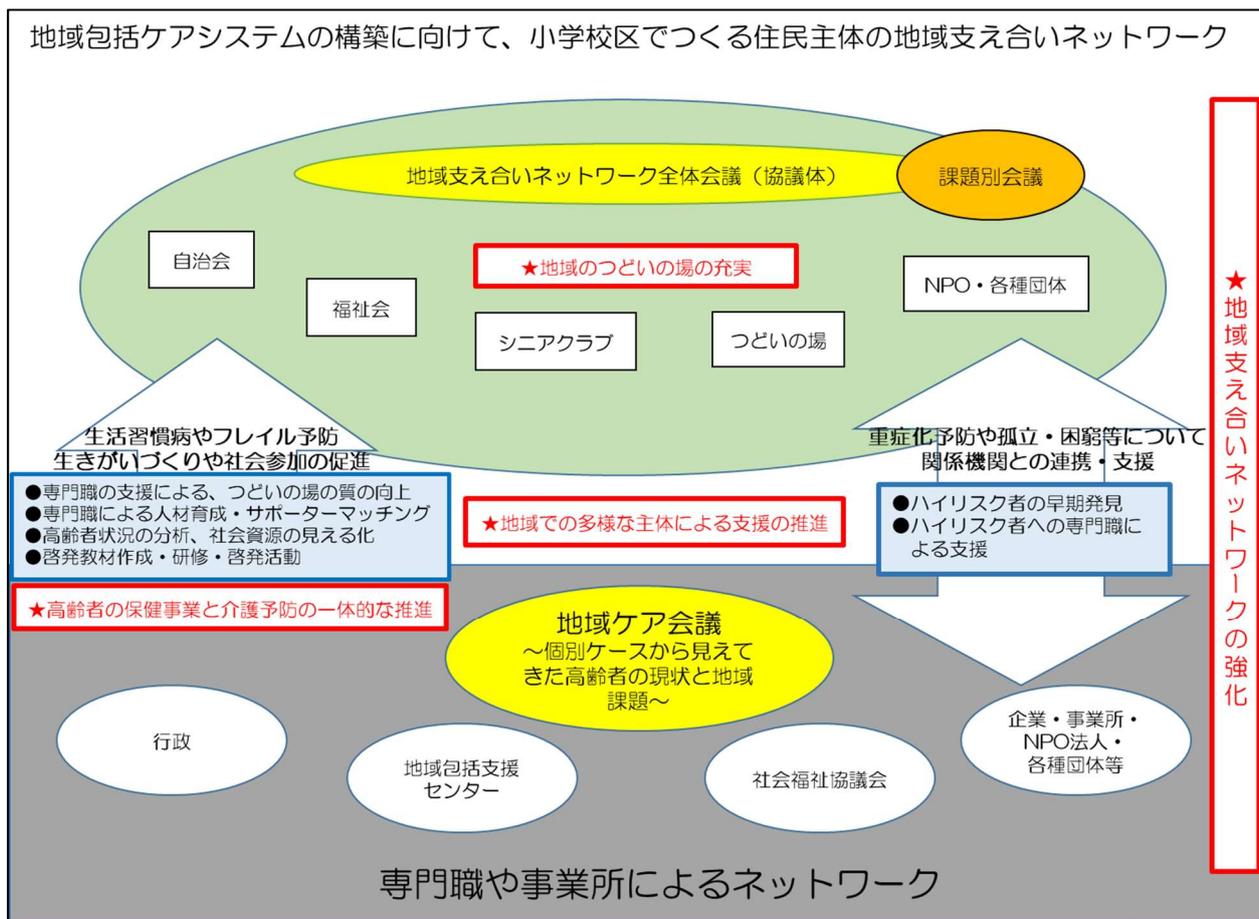
② 今後3年間の取組の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、小学校区ごとに住民主体のネットワークづくりを進めます。

また、健康づくりと介護予防を一体的に進めることで、高齢者が健やかに自分らしい生活を送れるよう、地域全体で健康づくりと介護予防の取り組みを強化します。

地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所などの関係機関や専門職のネットワーク構築を推進します。

(図表 4-1) 地域支え合いネットワークのイメージ



③ 計画期間の主な取組

【基本施策1 地域支え合い体制の構築】

取組の柱1 地域の支え合いネットワークの強化

高齢者が、住み慣れた地域でともに支え合い、最期まで健やかに安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて、まずは小学校区ごとの住民主体のネットワークづくりが必要です。具体的には、小学校区内の健康づくりや介護予防、生活支援に関する課題を明確にし、地域特性に合わせたつどいの場づくりや生活支援など地域での支え合いネットワークを形成します。このネットワークには自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、介護事業所、企業、NPO法人、社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、行政の専門職などが参加し、支援が必要な高齢者の早期発見や専門職への連携を促進します。地域活動への基本的な参加単位は行政区ですが、行政区の活動を尊重しつつ、小学校区ごとにお互いに支え合うネットワークづくりをさらに強化します。

取組（ア）人材育成と地域づくり【重点】

地域活動サポートセンターゆいは、介護予防や生活支援を推進する地域づくりの拠点として、運動や音楽などの介護予防サポーターの養成を行い、新たなサポーターの確保に務めるとともに、地域とサポーターのマッチングを行い、つどいの場等での活動の充実を図ります。介護予防サポーターは、健康づくり推進員や食生活改善推進員など他のサポーターとも連携し、地域における健康づくりや介護予防活動の推進を図ります。

また、つどいの場の充実や地域支え合いネットワーク（協議体）の強化を通じて、高齢者が安心して生活できる環境づくりを支援します。具体的には、小学校区ごとに地域支え合いネットワークを形成し、小学校区内の協力体制を強化します。

【成果指標】介護予防サポーター登録者数

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
201人	193人	200人	210人	210人	210人

※令和5（2023）年度は見込み値です。

【基本施策1 地域支え合い体制の構築】

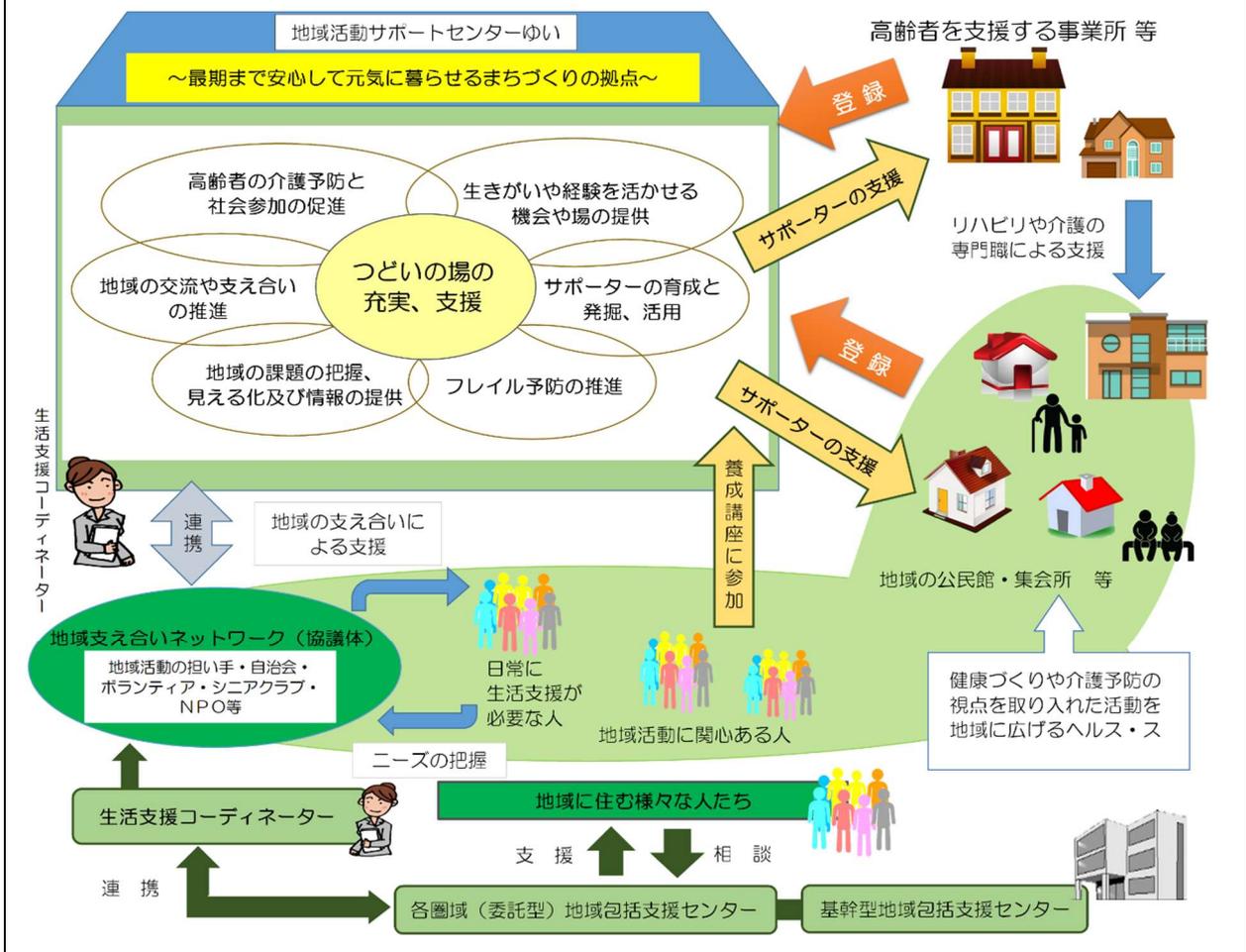
取組の柱2 地域での多様な主体による支援の推進

取組（イ）社会参加と生きがいづくり

古賀市シニアクラブ連合会や古賀市シルバー人材センター等の団体の支援を行い、高齢者の生きがいづくり、健康づくり及び就労等を推進します。

高齢者が、参加者として地域活動へ参加することやサポーターとして活動することは、地域内での孤立防止に役立ち、介護予防の促進、健康寿命の延長に寄与します。高齢者が、地域活動へ気軽に参加したり、得意とする分野や興味関心がある活動で社会貢献できるよう、サポーターの養成や活動支援、生きがいづくりを推進します。

（図表 4-2）古賀市地域活動サポートセンターゆい



【基本施策1 地域支え合い体制の構築】

取組の柱3 地域のつどいの場の充実

地域住民主体のつどいの場の活動をサポーターや専門職などが支え、充実させることで、地域における高齢者の健康づくりや介護予防活動の充実を図ります。

取組（ウ）自主的な介護予防活動の推進【重点】

地域のつどいの場で、健康づくりや介護予防活動が継続的に行われるよう、市は介護予防などに関する教材や動画を作成し、市のホームページなどで情報提供することにより、市民が活用しやすい環境を整えます。

また、サポーターが、地域のつどいの場等でそれら教材を活用した活動を実施することや、いきいきボールンピック大会や生き生き音楽交流会等のイベントをとおして、介護予防の普及啓発を図ります。

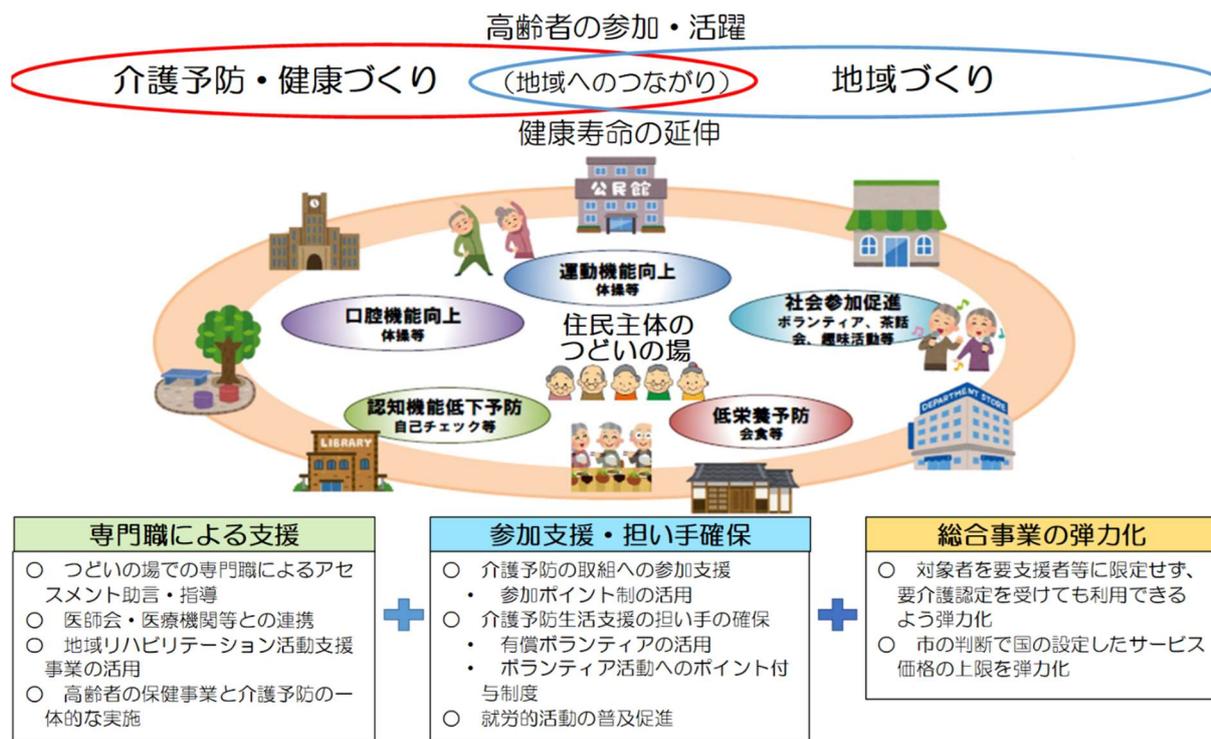
さらに、健康測定や健康講話、相談などの支援を専門職が行い、地域活動の充実を図ります。

【成果指標】地域介護予防活動参加者数（延人数）

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
8,752人	13,143人	14,000人	15,000人	16,000人	17,000人

※令和5（2023）年度は見込み値です。

（図表 4-3）住民主体のつどいの場における介護予防の推進



※ 厚生労働省の資料を基に独自で作成しています。

【基本施策1 地域支え合い体制の構築】

取組の柱4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

今後後期高齢者がさらに増加することが予想されるため、まずは高齢者自身が健康状態の維持や疾病の重症化予防、生活機能の向上に努めることが重要となり、こうした取り組みをサポートするため、健康診断や保健指導、健康相談を実施し、運動や口腔ケア、栄養摂取、社会参加などの介護予防も一体的に推進します。

取組（エ）健康寿命を延ばす取組【重点】

古賀市では、健康寿命を延ばすために「健康チャレンジ10か条」を策定し、ヘルス・ステーションや地域のつどいの場などを通じて広く啓発しています。高齢者を含む全ての市民が「健康チャレンジ10か条」に継続して取り組むことで、生涯にわたる健康の維持・向上とフレイル予防を推進します。

また、健康診査を推奨し、保健師や管理栄養士等の専門職による個々の健康状態に合わせた保健指導や健康相談を行い、生活習慣病の発症および脳血管疾患や心疾患、認知症、骨折などの重症化予防を図ります。

地域においては、インボディなど各種健康測定や体力測定、塩分測定など「測る」ことに着目した取組を推進し、専門職がサポーターや地域住民との連携を強化することで、市民の健康に関する意識の向上や介護予防活動の充実を図ります。

さらに、地域のつどいの場にはリハビリテーション専門職などを派遣し、効果的な運動方法や介護予防活動に関する支援を行うとともに、口腔機能の維持・向上を図るための取組を強化し、地域住民が自発的に介護予防を推進できる環境を整備します。

【成果指標】後期高齢者健診受診率

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
9.53%	10.97%	12.07%	13.28%	14.61%	16.07%

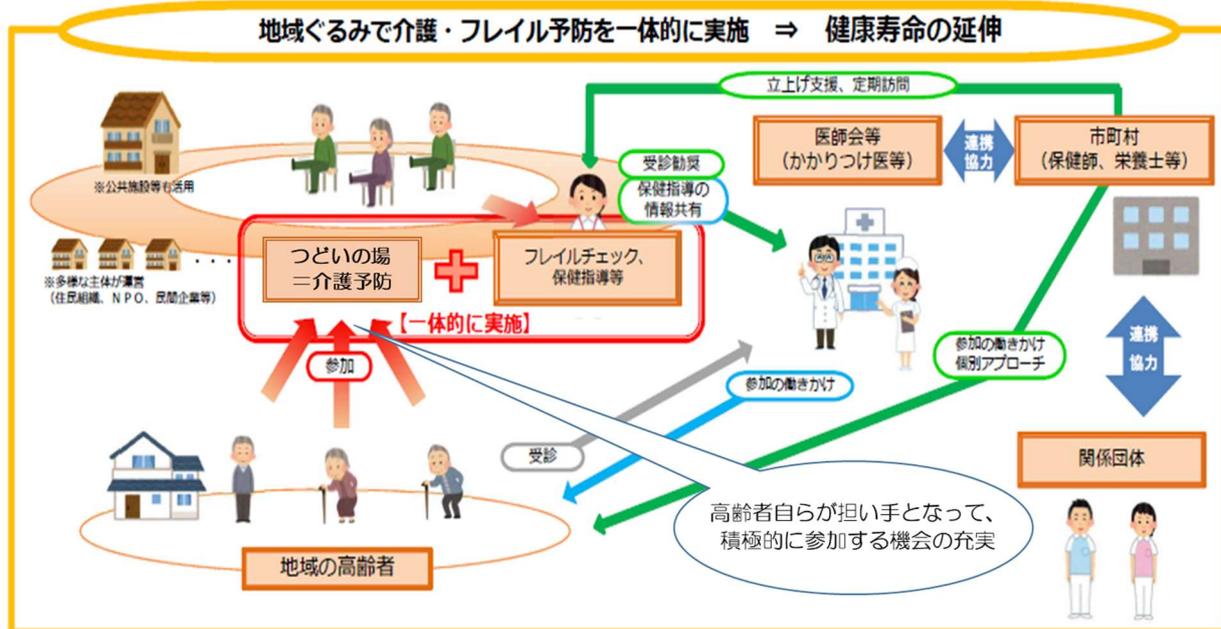
※令和5（2023）年度は見込み値です。

【成果指標】地域リハビリテーション活動支援事業実施箇所数

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
—	3か所	4か所	4か所	5か所	6か所

※令和5（2023）年度は見込み値です。

(図表 4-4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



※ 厚生労働省の資料を基に独自で作成しています。

取組 (オ) 自宅でを行う介護予防の取組【重点】

自宅での健康づくりやフレイル予防として、「家トレ (お家でできるトレーニング)」や音楽活動 (鍵盤ハーモニカなど) を奨励し、これに関する教材や動画を作成して市のホームページなどで提供しています。さらに、これらの教材をサポートも活用することにより、つどいの場でも介護予防活動が展開される仕組みを整備し、こうした取り組みにより、「家トレ」だけでなく、時折みんなが集まって行う「集トレ」も推進され、持続的な介護予防の取り組みを推進します。

また、体力測定や個々の高齢者に合った運動についてのアドバイスを行う「家トレ相談室」を設置し、個別の健康ニーズに応じた支援を行います。

基本施策2 相談支援の推進

① 課題

【高齢者実態調査から見えた課題】

- ・身近な相談窓口の体制づくり
- ・地域包括支援センターの更なる周知
- ・各種制度やサービスの情報提供
- ・家族介護者に対する身近な相談窓口の拡充

【第8期計画から見えた課題】

- ・相談機関の拡充による相談体制の充実
- ・地域ケア会議における日常生活圏域ごとの課題の抽出

② 今後3年間の取組の方向性

今後、増加が見込まれる後期高齢者や一人暮らし高齢者、認知症高齢者等や家族介護者に対し、困った時に相談できる身近な相談窓口の体制づくりや、地域包括支援センターの専門職による総合相談や権利擁護等の支援を行います。

また、地域共生社会の実現に向け、8050問題など今後更に複雑化・多様化した問題に対応するため、相談機関の拡充による新たな包括的相談支援体制を構築します。

③ 計画期間の主な取組

【基本施策2 相談支援の推進】

取組の柱5 地域包括支援センターの機能充実

古賀市地域包括支援センターは、令和3年度から市全域を担う基幹型地域包括支援センターと市内3か所の圏域地域包括支援センターを設置することで体制強化を図りました。双方のメリットを生かした運営体制により、地域に密着した活動が展開されるとともに、高齢者を支援するネットワークの構築や自立した生活のためのサービスの向上が図れていることから、今計画においても、この体制を継続し、更なる機能の充実を図ります。

取組（力）地域包括支援センターの運営【重点】

地域包括支援センターは、社会福祉士や保健師、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として設置しています。

基幹型地域包括支援センターと各圏域地域包括支援センターでは、役割分担のもと課題解決に取り組み、特に各圏域地域包括支援センターでは、市民向けの相談会や医療・介護事業所間の交流を通じ、圏域地域包括支援センターの周知や日常生活圏域ごとの課題抽出や解決に向けたネットワークの構築を図るなど、今後も高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健、医療、福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

今後は、高齢者のみならず障がい、子育て世帯、生活困窮世帯などに対する包括的な相談支援体制を意識しつつ、権利擁護業務や認知症施策、医療・介護連携、ケアマネジャー支援において取組を強化します。

また、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、各圏域の地域特性や実情を踏まえ、地域課題の解決や地域支援の形成等を検討する場として地域ケア個別会議を実施し、圏域における地域包括ケアシステムの構築・強化に努めます。

【成果指標】圏域地域包括支援センターへの延べ相談件数（R5.8時点）

年度	実績			成果指標		
	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
第1包括	8,774件	11,039件	13,000件	14,300件	15,800件	17,300件
第2包括	4,654件	8,116件	9,700件	10,600件	11,600件	12,700件
第3包括	3,086件	5,232件	6,300件	7,000件	7,700件	8,400件

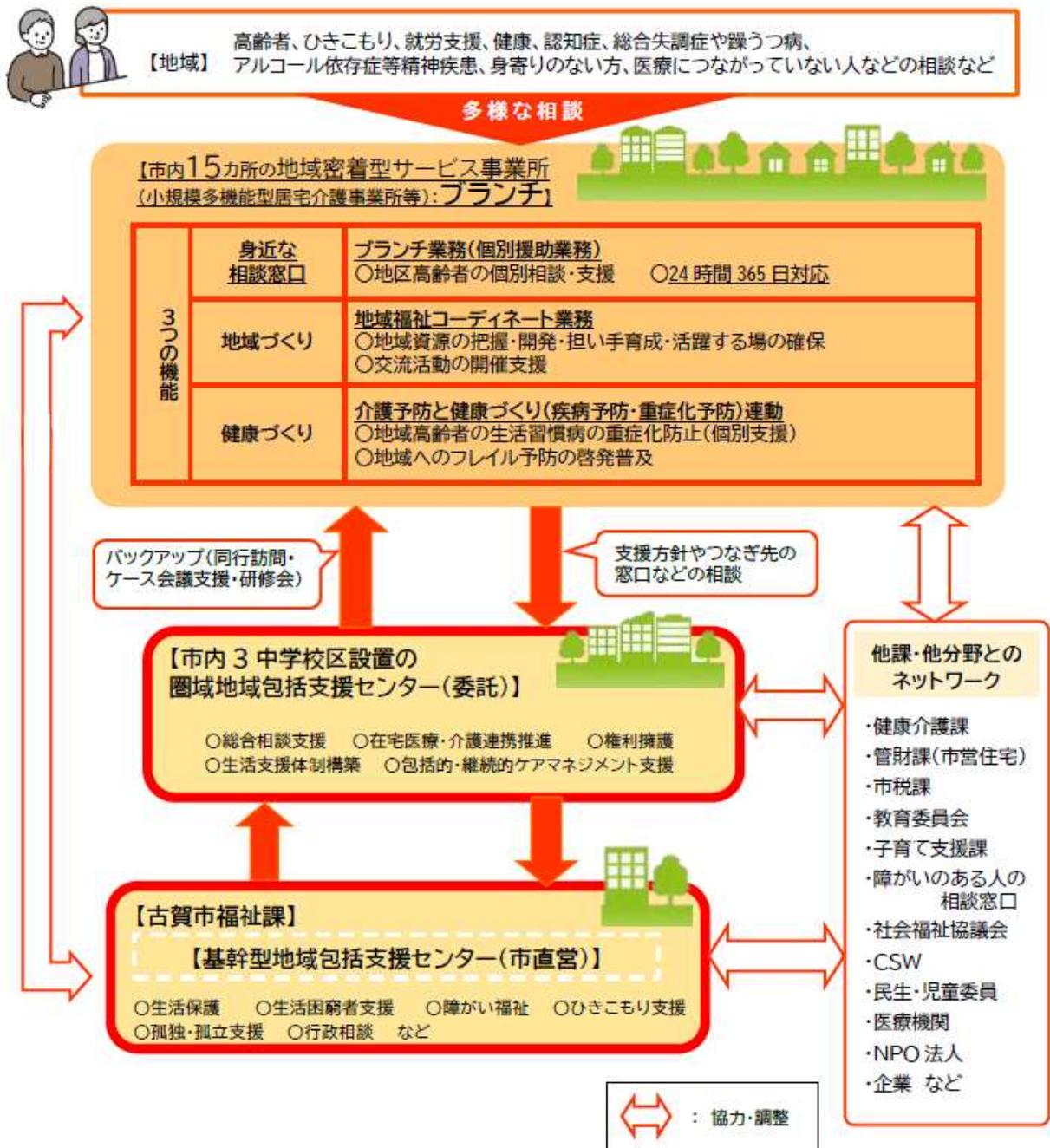
※令和5（2023）年度は見込み値です。

【成果指標】地域ケア個別会議での事例検討数

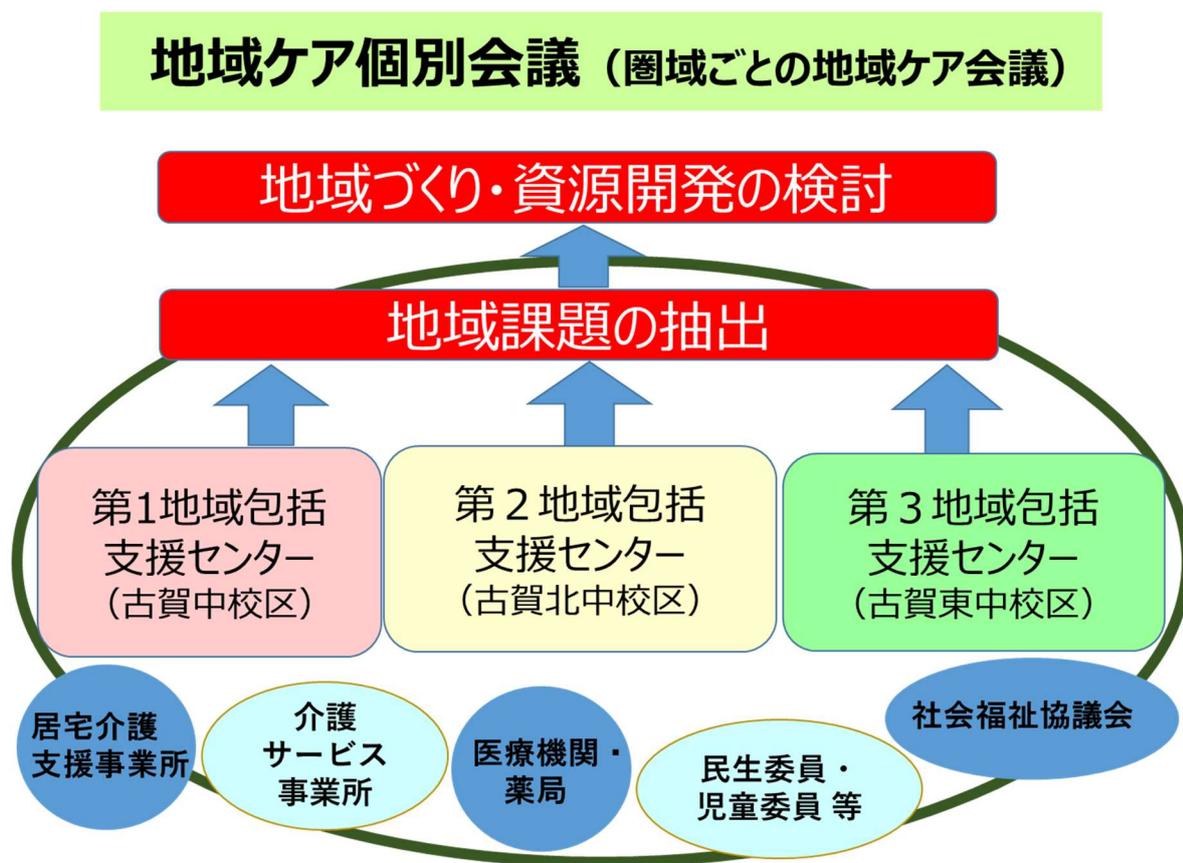
実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
0件	57件	72件	72件	72件	72件

※令和5（2023）年度は見込み値です。

(図表 4-5) 古賀市地域包括支援センターの機能充実



(図表 4-6) 地域ケア個別会議の活用イメージ



※ 厚生労働省の資料を基に独自で作成しています。

【基本施策2 相談支援の推進】

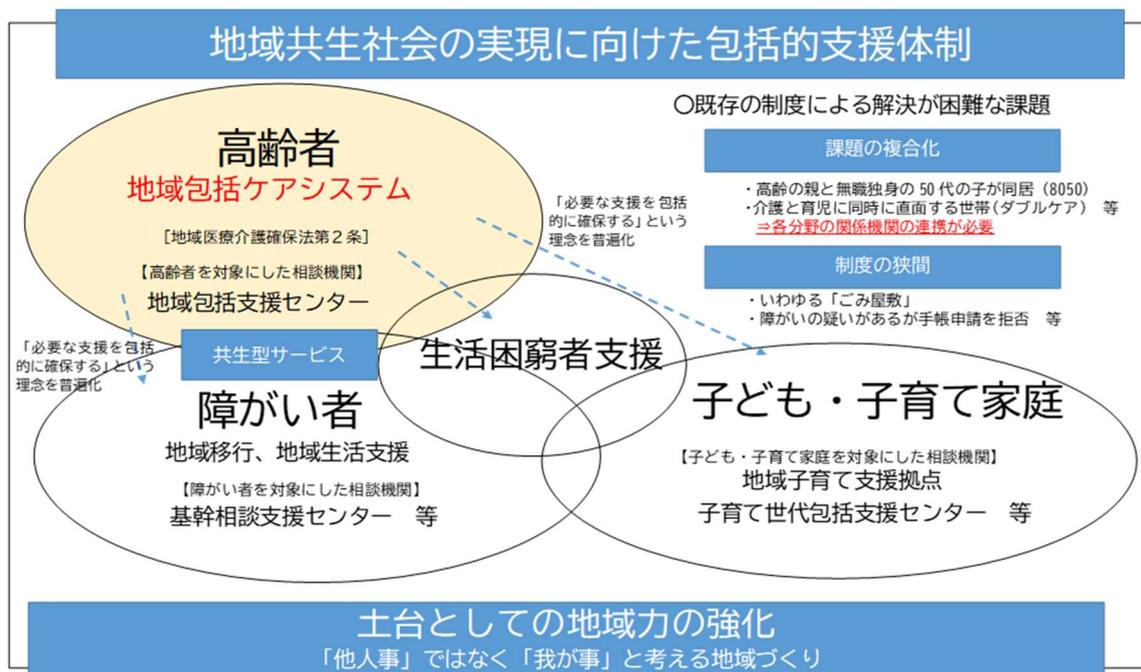
取組の柱6 包括的な相談支援体制の構築

令和3（2021）年度の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・多様化したニーズに対応する地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業の実施に向けて、高齢者をはじめとした障がい者、子ども・子育て等の各福祉分野の連携とともに取り組まします。

取組（キ）重層的な相談支援

高齢者やその家族、高齢者と障がいを持つ人がいる世帯などが抱える複雑化・多様化した問題の解決に向け、相談を包括的に受け止める場として、地域包括支援センターや社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等につなげるなど、支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施し、本人に寄り添い、伴走する相談支援体制の構築に取り組まします。

（図表 4-7）地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



※ 厚生労働省の資料を基に独自で作成しています。

基本施策3 認知症施策の推進

① 課題

【高齢者実態調査から見えた課題】

- ・ 認知機能の低下を予防するための取組
- ・ 認知症に対する理解促進のための普及啓発
- ・ 認知症の人を取り巻く支援体制の構築

【第8期計画から見えた課題】

- ・ 認知症の人を地域で支えるサポーターの養成及び活躍できる仕組みづくり
- ・ 認知症地域推進員や認知症初期集中支援チームによる活動の強化
- ・ 認知症当事者の視点を盛り込んだ事業展開の推進

② 今後3年間の取組の方向性

高齢者の増加に伴い、認知症の人も増加しており、認知症高齢者等やその家族が安心して生活できる地域づくりが必要となっています。

そのため、認知症の早期発見・早期対応の体制及び認知症の人や家族に対する身近な相談窓口の設置、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実とともに、認知症の当事者視点を盛り込んだ事業展開について、取組を推進していきます。

③ 計画期間の主な取組

【基本施策3 認知症施策の推進】

取組の柱7 認知症の理解促進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、市民に対し認知症に関する理解を促進するため、圏域地域包括支援センターを中心とした認知症サポーター養成講座やまちづくり出前講座、世界アルツハイマーデーの啓発等に取り組みます。また、認知症の進行状態に応じた支援やサービスをまとめた認知症ケアパスを活用し、市民やひとり暮らし見守りネットワークの協力企業、医療関係機関、介護事業者等に対して、認知症に関する普及啓発に取り組みます。

取組（ク）市民が支える認知症施策の普及啓発【重点】

認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するため、古賀市キャラバン・メイト連絡会「橙（だいたい）」の会員を講師として、市民や市内企業、学校教諭、市職員等を対象に、「認知症サポーター養成講座」を実施します。また、市内の小学生を対象にした認知症ジュニアサポーター養成講座「オレンジ教室」、中学生を対象に「認知症 VR 体験講座」を行うことで、継続的に認知症について学ぶ機会を更に充実します。今後は新たに市内の高校・大学での講座を実施し、市民全体で認知症の人やその家族を支える体制づくりに取り組みます。

養成した認知症サポーター（ステップアップ講座を受講した人）については、地域において把握した認知症の人や家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）の整備に向けて、国の動向をみながら取り組みます。

【成果指標】認知症サポーター養成講座等受講者数

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5) *	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
841人	1,212人	1,230人	1,250人	1,280人	1,300人

※令和5（2023）年度は見込み値です。

【基本施策3 認知症施策の推進】

取組の柱8 認知症の人との共生と予防の推進

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症に関する医療・介護の専門職による認知症初期集中支援チームが、早期発見・早期対応を行います。

また、認知症により行方不明のおそれがある人の支援や認知症高齢者等の権利を守り支援する成年後見制度の周知・啓発に取り組みます。

取組（ケ）認知症の早期発見・早期対応

認知症の人や家族の相談を受け止める相談窓口として、市内の地域密着型介護事業所を拠点に古賀市まちかど介護相談所（仮称：圏域地域包括支援センターのプランチ的な位置づけ）を設置し、受けた相談内容を地域包括支援センターや社会福祉協議会に配置するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職につなげ、適切なサービス等の利用につなげるなど早期発見・早期対応の仕組みづくりに取り組みます。

複数の専門職（認知症サポート医、チーム員等）で構成された認知症初期集中支援チームが、認知症の疑いがある人や認知症の人、その家族等の自宅へ訪問して現状や課題を把握し、早期に必要な支援を包括的・集中的に行うことで、症状の進行を予防し、適切なサービスへつなげます。

また、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員は、認知症ケアパスを活用し、認知症の人がその状態に応じて必要な医療や介護のサービスを受けられるよう、関係機関との連絡体制の強化や支援等を行います。

取組（コ）認知症の人と共に生きる支援【重点】

地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員を中心として、認知症の人や家族がともに参加し、それぞれの思いをつなぎ、ともに気付き合う場を提供する認知症カフェ（のほほんカフェ）の更なる設置に取り組みます。本人支援、家族支援、他の家族や地域との交流を行う一体的支援を行うことで、家族の介護負担を軽減し、認知症の人の在宅生活の安定を推進します。

また、行方不明のおそれがある人の事前登録を促進し、登録した人が行方不明になった際に警察と連携して広域（福岡市、粕屋地区、宗像地区の自治体）で捜索協力のメール配信を行う事業と併せて、行方不明時の早期発見につながるGPS機器の貸出に係る費用の一部を補助する事業の実施により、認知症高齢者の見守りと地域のネットワークづくりに取り組みます。

認知症等で判断能力の十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、意思決定の支援を行う後見人等として弁護士等の専門職を選任する成年後見制度の利用について助言等を行うとともに、制度の周知・啓発を行います。また、後見人等の支援が必要な高齢者本人に親族がおらず成年後見制度の申立てを行うことができない場合、市長による申立てを行います。

認知症高齢者や親族のいない高齢者等の増加により、専門職による後見人等の担い手が不足する状況を補完するため、市民後見人の育成及びフォローアップを実施する等、高齢者の権利擁護を支援する体制の充実を図ります。

【成果指標】認知症カフェ開設箇所数

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
5か所	5か所	5か所*	8か所	10か所	12か所

※令和5（2023）年度は見込み値です。

基本施策 4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備

① 課題

【高齢者実態調査から見えた課題】

- ・ 住み慣れた地域で最期を迎えることができる福祉サービスや介護サービスの確保
- ・ 終末期に備えた対話の必要性に関する普及啓発
- ・ 介護保険が適用されるサービス以外で今後の在宅生活を支えるサービスの確保

【第8期計画から見えた課題】

- ・ 介護サービスや民間サービスの適正利用の推進、介護人材の確保
- ・ 介護サービスの適正利用の推進や介護事業所への支援を通じ、持続可能な介護保険事業の運営

【地域ケア会議等から見えた課題】

- ・ 日常生活における移動手手段の確保
- ・ 高齢者を支える多職種機関の連携強化
- ・ 最期まで在宅生活が維持できるよう生活支援や社会環境づくりを推進

② 今後3年間の取組の方向性

高齢者の在宅生活を支えるために不可欠な在宅医療と介護の連携を更に推進するために、医療・介護・福祉の関係団体が、双方の現状把握や実施方法について情報共有し連携強化が図れるような体制づくりに取り組みます。

また、利用者が安心して生活できるよう介護サービスの適正な運用に取り組み、家族介護者に対しても介護負担や不安の軽減が図れるよう介護の専門職による寄り添った支援を行います。

高齢者の在宅生活を支える福祉サービス等については、それぞれのサービスの在り方を見直しながら、必要な人に対する支援を行います。

③ 計画期間の主な取組

【基本施策 4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備】

取組の柱9 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉の関係団体が、双方の現状把握や実施方法について情報共有し在宅医療と介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組みます。

取組（サ）在宅医療・介護連携の普及啓発【重点】

市民が知りたい医療・介護関係機関に関する情報提供として、粕屋医師会が運用する「かすや医療・介護情報ネット（さがすくん）」の周知・啓発を行います。

市内の医療機関で在宅医療に関する情報を集約し、居宅介護事業所ネットワーク等を通じて高齢者及び家族に周知することで、在宅医療を希望する高齢者がより相談できる体制づくりに取り組みます。

また、粕屋医師会が主催する住民講座においてACP（アドバンスケアプランニング：人生会議）※に関する講話への参加案内や市の広報紙等を活用した特集など終末期に関する普及啓発を行います。

※ ACP（アドバンスケアプランニング：人生会議）とは、自分自身の終末期の希望について、在宅医療・介護関係者と連携し、望む治療や人生の最期をどのように迎えたいかを考え、周りの人との話し合いを行うことです。

【成果指標】終末期に関する住民講座の参加者数

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5) ※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
—	—	一人	60人	65人	70人

※令和5（2023）年度は見込み値です。

取組（シ）多職種連携の促進

高齢者が自宅等の住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関（医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所等）が連携して、在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そのため、粕屋医師会や古賀市在宅医療・介護連携協議会（コスモスネット）等とともに、医療と介護の連携体制の構築に取り組みます。

【基本施策4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備】

取組の柱10 介護サービスの適正な運用

利用者が安心して介護サービスを利用できるように、介護給付費の適正化に取り組み、介護保険事業を将来にわたり持続可能なものとします。また、大きな課題である介護人材不足の対策に取り組みます。

取組（ス）介護予防・生活支援サービスの推進

地域包括支援センターの専門職が、要支援認定を受けた人など介護予防・生活支援サービス事業の対象となる人の個々の状況を踏まえて、適切なサービスが提供されるよう支援を行います。特に生活機能の低下がみられる高齢者が自分の望む生活や社会活動を実現するために、保健・医療・福祉などの専門職と協力し、短期間・集中的に生活機能を改善するための運動器の機能向上を目的とした訪問型・通所型サービスC（短期集中予防サービス）の利用を推進します。また、地域が行う介護予防活動への参加につなぎ、測定等による評価に基づき助言を行うなど、高齢者の生活機能向上に取り組みます。

【成果指標】訪問型・通所型サービスC（短期集中予防サービス）実利用者数

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
16人	14人	10人	15人	18人	21人

※令和5（2023）年度は見込み値です。

取組（セ）介護給付費適正化の取組

介護保険事業の適正な運営を図るため、要介護（支援）認定調査の内容確認やケアプランの点検等を行います。さらに、引き続き専門職による住宅改修等の点検を実施し、必要な人へ適切なサービスが提供できるよう取り組みます。

また、介護サービス事業所の適正な運営を図るため、事業所に赴き、サービスの提供が適切に行われているかを確認し指摘・指導する「運営指導」や、介護報酬改定等の制度改正や運営指導の指摘事項等について、市指定の事業所に対し説明する「集団指導」を開催します。

このほか、高齢者の介護を社会全体で支え合う介護保険制度の仕組みや利用方法について、パンフレットの作成やホームページでの掲載を行い、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、広く市民への周知を図ります。

【成果指標】運営指導を行う回数

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)※	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
3回	8回	10回	13回	13回	13回

※ 令和5（2023）年度は見込み値です。

取組（ソ）介護人材の確保【重点】

人口減少と少子高齢化が進展する中、高齢者の生活を支える介護現場の人材確保は深刻な課題です。介護を必要とする人に対し必要なサービスが提供できるよう、働きやすさと働きがいを感じられる職場づくりを促進し、職員の定着をめざします。

- ・ 食事の配膳や外出補助など簡単な支援を行うサポーターを育成し、人材不足に悩む介護サービス事業所と介護予防サポーターのマッチングを行います。
- ・ 調理や掃除、買い物等の生活支援の担い手を育成し、就労支援に取り組みます。
- ・ 介護サービス事業所職員を対象とした研修会を実施し、働きやすい職場の環境づくりを促進するとともに、事業所間での情報共有が行えるような機会の設定に取り組みます。

【成果指標】介護予防サポーター派遣箇所数

実績			成果指標		
2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
0か所	4か所	5か所	6か所	7か所	8か所

※ 令和5（2023）年度は見込み値です。

【基本施策4 地域での生活を支える医療・介護・福祉サービスの整備】

取組の柱11 安心した生活の確保

介護や支援が必要な高齢者が在宅での生活を継続できるよう、本人のニーズに応じた医療・介護・福祉サービスの情報提供や、地域での見守り等により安心して生活できる体制の強化を図ります。

また、介護を行う家族の不安や負担を軽減するため、相談窓口体制の拡充や家族会等の情報提供を行います。

取組(タ) 安心した生活につながる取組

一人暮らし高齢者等が地域で安心して生活できるよう、民生委員・児童委員や福祉員等の他に、新聞配達・電気・ガス・郵便局・ごみ収集(ふれあい収集)・宅配弁当・コンビニエンスストア等の多くの事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図るとともに、協力事業者や介護事業所等の合同研修会を実施し連携体制の構築を図ります。

また、移動販売や宅配等の民間サービスの活用と併せて、スマホの使い方講座を引き続き実施し、自ら品物を購入することができるような買い物支援に取り組みます。

移動手段の確保に関しては、アンケート調査や地域ケア会議でも明らかになっているとおり、市全体の検討課題であることから、関係部署で地域の特性や意向を確認し、地域に適した持続可能な公共交通となるように、地域住民を主体として取り組みます。

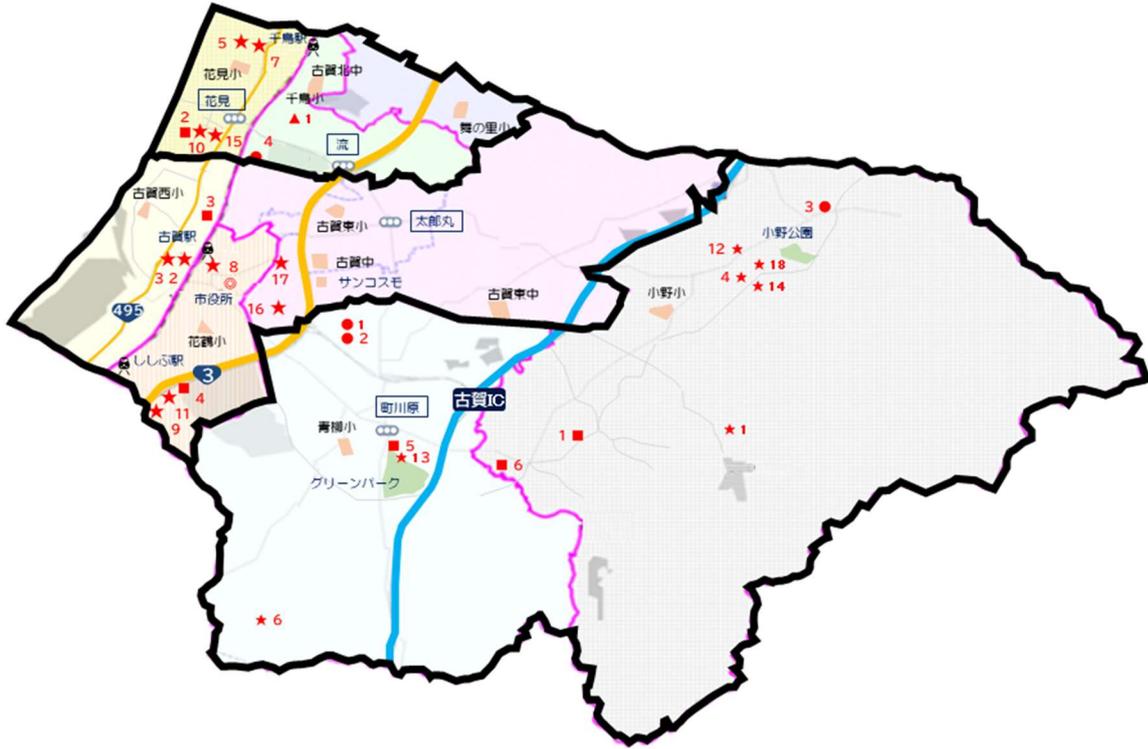
高齢者の在宅生活を支える住まいについては、特別養護老人ホームや介護医療院等の介護保険における施設サービスやグループホームの他に、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった住まいも、多様な介護ニーズの受け皿となっていることから、福岡県と連携し情報の把握に努め、市民への情報提供を行います。

他にも、環境や経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対しては、必要時に応じて養護老人ホームへの入所措置を行い、生活環境の支援に取り組みます。

(図表 4-8) 市内の入所系施設一覧 (令和5年8月1日現在)

	種類	施設名	定員	住所
●1	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム みどり苑	50	新原840番地
●2	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム みどり苑ユニット棟	40	新原840番地
●3	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設 清滝の郷	29	薦野1413番地6
●4	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	特別養護老人ホーム 秋桜の郷	29	千鳥1丁目3番5号
▲1	介護医療院	北九州古賀病院 介護医療院	120	千鳥2丁目12番1号
■1	認知症対応型共同生活介護	りびんぐ 紀水庵	18	小山田497番地1
■2	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 花梨	9	花見南2丁目14番15号
■3	認知症対応型共同生活介護	グループホーム わたしのお家	18	天神3丁目3番13号
■4	認知症対応型共同生活介護	グループホーム 安居	18	鹿部485番地1
■5	認知症対応型共同生活介護	グループホーム どんぐり	18	青柳町803番地
■6	認知症対応型共同生活介護	けあビジョンホーム 古賀	18	谷山939番地1
★1	有料老人ホーム	有料老人ホーム 小野山荘	20	薬王寺539番地1
★2	有料老人ホーム	グレース天神耆番館	72	天神1丁目8番36号
★3	有料老人ホーム	グレース天神弍番館	14	天神1丁目8番36号
★4	有料老人ホーム	小野公園美原園	43	薦野1892番地1
★5	有料老人ホーム	ひより茶屋	4	花見東7丁目9番31号
★6	有料老人ホーム	宅老所あかね	8	小竹583番地6
★7	有料老人ホーム	ナーシングホーム花見東	37	花見東7丁目2番11号
★8	有料老人ホーム	ハイマート桑の実	44	駅東2丁目11番14号
★9	有料老人ホーム	聖恵苑	100	鹿部482番地
★10	有料老人ホーム	笑顔満開はなことば古賀	7	花見南2丁目11番9号
★11	有料老人ホーム	和光	10	鹿部481番地1
★12	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム toco home	66	薦野1936番地1
★13	有料老人ホーム	ウイザスどんぐり	10	青柳町803番地
★14	有料老人ホーム	有料老人ホーム こはる茶屋	20	米多比555番地1
★15	有料老人ホーム	ルーエハイム安心	26	花見南2丁目11番1号
★16	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム いこいの里古賀	75	今の庄2丁目15番10号
★17	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 プライカ	29	今の庄1丁目19番16号
★18	サービス付き高齢者向け住宅	びはらホームこすもす館	10	薦野1885番地1

(図表 4-9) 市内の入所系施設所在地 (令和 5 年 8 月 1 日現在)



<p>取組 (チ) 家族介護者の支援【重点】</p> <p>家族介護者が地域で孤立することがないように、悩みや不安を共有する場所として、家族介護者のつどいや地域カフェの拡充を図ります。</p> <p>また、家族の介護を抱えている就業者が離職せず仕事と介護を両立できるよう、地域包括支援センターや介護事業所などの専門職が、認知症や身体介護等に関する対応方法や症状に関する情報提供、介護相談会等の実施、適切なサービス利用等につなぐための助言を行うなど寄り添った支援を行います。</p>

<p>取組 (ツ) 福祉サービスの支援</p> <p>判断能力の低下により日常生活に不安がある高齢者等の暮らしを支援するため、成年後見制度の利用など権利擁護支援を行います。</p> <p>一人暮らし高齢者の不安を軽減するため、引き続き安否確認緊急対応コールによる見守りや日常の生活相談に対する支援を行います。</p> <p>また、配食サービスについては、さまざまな民間サービスの事業展開もなされていることから、見守り支援を重点として高齢者の生活支援に努めます。</p> <p>その他、はり・きゅう施術料の助成や紙おむつの給付については、交付実績や国の方針等を踏まえ、今後のサービスの在り方について検討する必要があります。</p>
